見積者に対する指示書
（工事：随意契約）

令和８年10月１日
西日本高速道路株式会社

目次

1. はじめに.....1
1.1. 目的.....1
1.2. 競争参加資格不適格者.....1
1.3. 入札参加資格停止期間の考え方.....2
1.4. 見積の辞退.....2
1.5. 不正行為.....2
1.6. 調査等への協力.....2
1.7. NEXCO 西日本の社員への面会等.....2
1.8. 共同企業体に係る注意事項.....2
1.9. 使用する言語.....3
1.10. 電子入札.....3
1.11. その他.....3
2. 見積.....4
2.1. 見積者を拘束する書類.....4
2.2. 見積参加者の義務等.....4
2.3. 見積前の調査等.....4
2.4. 設計図書等に関する質問.....5
2.5. 見積書提出時の書類.....5
2.6. 見積書等の様式.....5
2.7. 見積書の作成方法.....5
2.8. 見積書の提出の方法.....6
2.9. 見積の辞退.....6
2.10. 公正な見積の確保.....7
2.11. 見積の取り止め等.....7
2.12. 見積の無効.....7
2.13. 見積合せの注意事項.....8
2.14. 再度見積.....8
3. 見積合せ.....9
3.1. 見積合せの方法.....9
3.2. 契約の相手方の決定.....9
3.3. 低入札に対する対応(特命契約以外の場合).....10
3.4. 同価格の見積者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定(見積競争の場合).....11
4. 契約.....13
4.1. 契約の保証(契約保証納付が必要な場合).....13
4.2. 工期に関する協議(余裕期間制度対象の場合).....15
4.3. 単価協議の実施(総価単価契約の場合).....15
4.4. 契約上の注意事項.....16
4.5. 契約の履行に係る指導事項及び留意事項.....17

4.6.　継続契約方式に係る注意事項（継続契約方式対象の場合）..... 17
4.7.　概略発注方式に係る注意事項（概略発注方式対象の場合）..... 17
4.8.　維持修繕作業に係る注意事項（工種が道路保全土木工事の場合）..... 18
5.　留意事項 19
5.1.　工事費内訳書の不備が著しい場合..... 19
5.2.　工事費内訳書（明細書）について..... 19

適用すべき箇所について

この指示書のうち、見積方通知書に記載の内容に応じて、適用する箇所を読み、見積に参加してください。適用する箇所については以下の表のとおりとなります。

表における着色凡例

共通条文　：全ての発注において、適用する条文です。

●●による選択条文　：見積方通知書の記載内容に応じて選択し、適用する条文です。

●●の場合の追加条文　：見積方通知書の記載内容に応じて追加し、適用する条文です。

1. はじめに	共通条文
	1.1～1.11（p.1～p.3）

2. 見積	共通条文
	2.1～2.14 （p.4～p.8）

3. 見積合せ	3.1 ～3.2	共通条文
		3.1～3.2（p.9～p.9）
	3.3	特命契約以外の場合の追加条文
		3.3（p.10）
	3.4	見積方式による選択条文
		見積競争の場合
		3.4（p.11）

4. 契約	4.1	契約保証の要否による追加条文
		契約保証納付要の場合
		4.1（p.13）
	4.2	余裕期間制度の設定があった場合の追加条文
		余裕期間制度設定有の場合
		4.2（p.15）
	4.3	契約方式による追加条文
		総価単価契約又は単価契約の場合
		4.3（p.15）

4. 契約	4.4 ～4.5	共通条文
		4.4～4.5（p.16～p.17）
	4.6	継続契約方式の設定があった場合の追加条文
		継続契約方式設定有の場合
		4.6（p.17）
	4.7	概略発注方式の設定があった場合の追加条文
		概略発注方式設定有の場合
		4.7（p.17）
	4.8	工種が道路保全土木工事の場合の追加条文
		工種が道路保全土木工事の場合
		4.8（p.18）

5.留意事項	共通条文
	5.1（p.19）

本文

1. はじめに

1.1. 目的

この指示書は、西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 西日本」という。）が発注する工事の請負契約における見積の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために必要な事項について見積に参加する者に指示することを目的とします。

1.2. 競争参加資格不適格者

NEXCO 西日本の西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第7号）第6条の規定に基づき、競争参加資格不適格者に該当すると認められた見積者は、当該工事の見積手続に参加することはできません。

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（抄）

（契約不適格者）

第６条　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

二　破産者で復権を得ない者

三　経営状態が著しく不健全である者

四　裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第２条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者

五　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者

六　調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不適当であると認められる者

２　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後３年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

八　前各号の一の規定により契約の相手方としない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　契約責任者は、前項の規定に該当する者を見積又は見積りの代理人とさせないことができる。

1.3. 入札参加資格停止期間の考え方

見積方通知の翌日から契約の相手方を決定する日(決定する日を含む。)までの間に NEXCO 西日本から入札参加資格停止の措置を受けた者は、見積に参加することはできません。仮に見積を行った場合でも当該見積は無効とします。

1.4. 見積の辞退

見積合せを辞退する場合は見積辞退届を提出しなければならない。

なお、見積書を提出した後の辞退は認められません。錯誤(桁間違い等)、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により見積金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、見積の辞退又は見積書の差替え等は一切認めることなく、当該見積は有効な見積として取扱います。その結果、契約の相手方となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に入札参加資格停止となるので注意してください。

1.5. 不正行為

見積者(全ての役員、社員、支配人又は使用人)は、本見積に関し、指示書別紙1の「誓約事項」を遵守してください。また、見積者において、見積に関して不正があると疑われる事象に接した場合は、以下のいずれかの連絡先へ通報してください。

(1) 見積方通知書に記載する担当部署

(2) NEXCO 西日本コンプライアンス通報・相談窓口
https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/compliance/

1.6. 調査等への協力

見積に際して単価表等の内容から公正な見積の執行に関し疑義が生じた場合、あるいは不正行為等の疑いがあると NEXCO 西日本が認めた場合は別途、ヒアリング・資料の提出等を求める場合があります。見積者は、NEXCO 西日本の要請に対し、真摯かつ適切に対応してください。

1.7. NEXCO 西日本の社員への面会等

見積に際して見積手続が完了するまでは NEXCO 西日本の社員への面会等を控えてください。

1.8. 共同企業体に係る注意事項

共同企業体は、次の各号に掲げる事項に従わなければなりません。

(1) 現場説明には、各構成員の代表者又はその代理人がそれぞれ出席すること。

(2) 見積書は、1共同企業体につき1部提出し、各構成員の代表者又はその代理人の連名により作成すること。

(3) 見積書には、共同企業体の名称を記載すること。

(4) 見積合せに際しては、各構成員の代表者又はその代理人がそれぞれ出席するものとし、必要な委任状は、各構成員において提出すること。

（5）契約締結後7日以内に共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を提出すること。これを変更した場合も同様とすること。

（6）NEXCO 西日本は、協定書の内容が事前に提出された共同企業体協定書案と異なる場合には、共同企業体の代表者に協定書の変更を要求することができる。この場合において、代表者がこの要求に応じなかったときは、契約を解除することができること。

（7）契約書は、各構成員の代表者又はその代理人の連名で記名押印により作成すること。

（8）契約書には、共同企業体の名称を明記すること。

（9）契約書に貼付する収入印紙の消印及び契約書とその他付属書類の消印は、全て構成員全員でもって行うこと。

（10）契約の履行にあたっては、各構成員がそれぞれ連帯してその責任を負うものであること。

1.9. 使用する言語

契約書類に使用する言語は、日本語とします。

1.10. 電子入札

見積方通知書において電子入札対象としている場合、電子での見積に関する一連の手続の運用に関し必要な事項については、以下のとおり、NEXCO 西日本の Web サイトに掲載の「電子入札留意事項」の定めるところによります。

NEXCO 西日本　企業情報　電子入札

https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/

1.11. その他

本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、NEXCO 西日本に提出する書類については、NEXCO 西日本所定の様式によらなければなりません。

2. 見積

2.1. 見積者を拘束する書類

見積者は、以下の書類に拘束されるものとします。

（1）NEXCO 西日本が見積者へ配布する書類（以下「見積関係書類」という。）

イ） 見積方通知書

ロ） 見積者に対する指示書

ハ） 工事請負契約書案（以下「契約書」という。）

ニ） 契約書第1条に規定する設計図書（以下「設計図書」という。）

ホ） 【総価単価契約及び単価契約の場合】
単価表（NEXCO 西日本が見積者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの））

ヘ） 【電子入札対象の場合】
電子入札留意事項

ト） 追録その他これらを補足する書類

（2）見積者が NEXCO 西日本へ提出する書類

イ） 見積書

ロ） 【見積者が共同企業体を構成する場合】
共同企業体協定書案

ハ） 【総価単価契約及び単価契約の場合】
単価表（見積者が NEXCO 西日本に提出した単価表（単価及び金額が記載されているもの））

ニ） 見積関係書類に基づき、見積者が NEXCO 西日本へ提出する書類

2.2. 見積参加者の義務等

（1）見積者又はその代理人（以下「見積参加者」という。）は、見積方通知書に記載された見積書提出の期限、場所及び方法により、見積書などの必要書類を提出しなければなりません。

（2）見積参加者は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができません。

2.3. 見積前の調査等

（1）見積者は、見積前に工事予定箇所、見積関係書類及び工事に関するその他の資料について十分調査するものとします。なお、工事予定箇所を調査しようとするときは、見積方通知書に定める契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければなりません。

（2）見積者は、労働者の供給、機械設備の必要、貯蔵の条件、運送の施設、地中の条件、地下水、水流、その他工事に影響を及ぼす他の条件について、十分に満足のいくように調査するものとします。

（3）NEXCO 西日本は、土質、地質等次に掲げる資料を見積者に提示するものとし、工事担当部署において閲覧に供するものとします。

イ） 正規の縮尺の図面

ロ） 土質の縦断図

ハ） ボーリング等による土質調査資料（採取土を含む。）

ニ） その他必要な資料

2.4. 設計図書等に関する質問

（1）設計図書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第9号）により見積方通知書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとします。

（2）前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに入札情報公開システムにより回答するものとします。

2.5. 見積書提出時の書類

見積参加者は、見積書提出時に次の各号に該当する書類を提出しなければなりません。

（1）建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し（最新のものであって、告示（平成 6 年建設省告示第 1461 号）をいう。）第 1 の 1 の 2 に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が、見積合せの日の 1 年 7 月前の日以後のものに限る。）

（2）【特命契約以外の場合】
工事費内訳書（総価単価契約又は単価契約の場合は、「単価表」と読み替える。以下同じ。）

（3）【特命契約以外の場合】
工事費内訳書（明細書）（総価単価契約又は単価契約の場合は、「単価表（明細書）」と読み替える。以下同じ。）

2.6. 見積書等の様式

（1）見積書の様式は、様式第1号のとおりとします。

（2）提出する工事費内訳書は、見積金額に対応するものとし、NEXCO 西日本が見積者に配布した工事費内訳書（単価及び金額が記載されていないもの）に、単価、数量等を記載するものとします。

（3）工事費内訳書及び工事費内訳書（明細書）は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（DVD-R又は CD-R）で提出するものとしますが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書及び工事費内訳書（明細書）を提出するものとします。

2.7. 見積書の作成方法

（1）見積書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければなりません。

イ） 見積書の記載数字は、算用数字を用いるものとします。

ロ） 【総価単価契約及び総価契約の場合】
見積金額は、見積関係書類により積算するものとします。なお、見積書の提出期限の前日までに、NEXCO 西日本が交付した設計図書を修正したときは、訂正後の設計図書に基づき積算するものとします。

ハ） 【単価契約の場合】
見積金額は、見積関係書類により積算するものとし、各項目の単位当たりの税抜き単価に予定数量を乗じた価格の総価を記載してください。なお、見積書の提出期限の前日までに、NEXCO

西日本が交付した設計図書を修正したときは、訂正後の設計図書に基づき積算するものとします。

ニ） 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載してください。なお、見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とします。

（2）見積者が見積書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 見積者とは、当該工事における見積及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいいます。なお、見積者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者を見積者といいます。

ロ） 見積書は、契約書作成に用いる見積者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、見積者の署名をもって代えることができます。

ハ） 見積者が見積書を作成する場合は、見積合せへの立ち会いや再度見積などの見積手続についても見積者が行うものとします。

（3）代理人が見積書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 代理人とは、見積者から当該工事における見積に係る権限を委任された者をいいます。なお、見積者が法人である場合は、見積者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。

ロ） 見積書は、代理人の私印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、代理人の署名をもって代えることができます。

ハ） 代理人が見積書を作成する場合は、見積者から代理人に対する権限委任を証明する委任状を作成し、提出してください。（様式第1号下段参照）

ニ） 委任状は、契約書作成に用いる見積者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、見積者の署名をもって代えることができます。

ホ） 代理人が見積書を作成する場合は、見積合せへの立ち会いや再度見積などの見積手続についても当該代理人が行ってください。なお、代理人の変更や復代理人の選定は認めません。

2.8. 見積書の提出の方法

（1）見積参加者は、見積書を提出した後は、見積合せの前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができません。また、見積の辞退を行うこともできません。

（2）見積参加者は、二重封筒を用いて、見積書を中封筒に入れた上封印し、見積方通知書に定める契約担当部署に提出しなければなりません。この場合において、中封筒には見積者名、見積件名及び見積合せの日時を表記し、表封筒には見積件名、見積者名を記載の上「見積書在中」と朱筆し、2.5 の各号で規定する書類を表封筒と中封筒の間に入れるものとします。

（3）郵送により見積書を提出したが提出期限までに送達されない場合、当該見積書は無効とします。

2.9. 見積の辞退

（1）見積を辞退しようとする者は、見積書提出の期限前に見積辞退書（様式第2号）を提出しなければなりません。また、2.14 に規定する再度見積を辞退する者も、見積辞退届を提出しなければなりませんが、辞退の理由は明らかにする必要はありません。

（2）見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積参加等について不利益な取扱いを受けません。

2.10. 公正な見積の確保

（1）見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2）見積参加者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。
なお、見積参加者の間に資本関係及び人的関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることを否定するものではありません。

（3）見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

2.11. 見積の取り止め等

NEXCO 西日本は、見積参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められたときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積合せを延期し、若しくは取り止めることができます。

2.12. 見積の無効

（1）次の各号の一に該当する場合は、見積書を無効とします。

イ） 見積金額が訂正してある場合

ロ） 見積者の記名、押印（外国人又は外国法人にあっては、見積者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合

ハ） 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合

ニ） 見積書に条件が付されている場合

ホ） 同一見積者の見積書が2通以上投入（提出）されている場合

ヘ） 再度見積の場合において、前回の最低額を上回る金額で見積されている場合

ト） 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない場合

（2）次の各号の一に該当する場合は、見積を無効とします。なお、この場合は、再度見積に参加することができません。

イ） 見積に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の見積

ロ） 同一事項の見積について、見積参加者が他の見積者の代理をしていると認められる場合

ハ） 明らかに連合によると認められる見積を行った場合

ニ） 社員の職務の執行を妨害して見積を行った場合

ホ） 【特命契約以外の場合】

工事費内訳書及び工事費内訳書(明細書)の提出がなされなかった場合又は 5.1 に掲げる場合に該当し工事費内訳書及び工事費内訳書(明細書)の不備が著しい場合

ヘ) 【特命契約以外の場合】
労務費ダンピング調査において、労務費等が一定の水準を下回り理由書の提出を求めた際に、理由書を提出しなかった場合

ト) 見積合せの日において、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査(審査基準日が、見積執行の日の 1 年 7 月前の日以降のもの。)を受け結果の通知を受けていない場合

チ) 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない場合

2.13.見積合せの注意事項

(1) 見積参加者は、見積合せに立ち会う場合は、名刺等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければなりません。ただし、見積合せの日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、見積合せの会場に入ることはできません。なお、立ち会いは、見積書を作成した見積参加者のみ行うことができます。

(2) 見積合せに立ち会う見積参加者がいない場合は、当該見積事務に関係のない NEXCO 西日本の社員を立ち会わせて見積合せを行います。

(3) 見積合せの立ち会いにあたっては、2.14 に示す再度見積を実施する場合に備え、次に示す書類等を持参してください。

イ) 再度見積に使用する予備の見積書

ロ) 当初の見積書作成に使用した印鑑

2.14.再度見積

(1) 見積合せの結果、契約制限価格の範囲内の見積が得られないときは、当初と同じ見積者によって、再度見積を行い、3.2 の規定のうち第1回の見積合せと同様の措置により契約の相手方を決定します。

(2) 【特命契約の場合】
再度見積を行うこととなった場合、第1回の見積り合せに立ち会わない者は、NEXCO 西日本からの再度見積への参加意思確認の連絡に対し直ちに参加意思の有無を明らかにしなければなりません。

(3) 【特命契約以外の場合】
第1回の見積り合せに立ち合わない者については、第1回の見積り合せについては有効として取り扱うが、再度の見積を行うこととなった場合は、再度の見積を辞退したものとします。

↑目次に戻る

3. 見積合せ

3.1. 見積合せの方法

見積合せは、見積合せの日時に見積参加者の面前において NEXCO 西日本の社員が行います。この場合において、契約の相手方となるべき者が決定する場合は最低見積者名及びその見積金額を、契約の相手方となるべき者が決定しない場合は最低見積価格のみを2回朗読するものとします。

3.2. 契約の相手方の決定

（1）【特命契約の場合】

契約の相手方は、契約制限価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で、2.12 の規定に該当しない見積を行った者とします。

（2）【特命契約以外の場合】

契約の相手方は、契約制限価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で、労務費ダンピング調査を実施したのち、2.12 の規定に該当しない見積を行った者とします。

※ 労務費ダンピング調査

契約締結予定者の工事費内訳書（明細書）を確認し、労務費等が一定水準を下回る場合に、その理由及び労務費の適正性を確認する調査である。

また、労務費等が一定水準を下回った理由について合理的な回答が確認できなかった場合、建設業法第40条の4に基づく調査を行う者へ通報を行うことがある。

（3）契約制限価格の範囲内で最低価格の見積が、2.12 の規定により無効となった場合、又は契約制限価格の範囲内で最低価格の見積者が 3.3 の規定により契約の相手方とされなかった場合は、NEXCO 西日本は、契約制限価格の範囲内においてその次に低い見積金額を提示した見積者を契約の相手方となるべき者とするものとします。

（4）【特命契約の場合】

契約の相手方は、契約の相手方の決定後直ちに工事費内訳書及び工事費内訳書（明細書）を提出しなければなりません。

（5）【単価契約の場合】

NEXCO 西日本は、見積書提出時に併せて提出された単価表（特命契約の場合、契約の相手方の決定後に提出された単価表をいう。）のうち、不合理な単価又は計算の誤りについては、その見積金額を増額することなく単価又は計算の誤りの修正を要求するものとします。また、NEXCO 西日本は、提出された単価表の単価によることが不適当である場合には、見積者と協議し決定するものとします。

（6）【単価契約の場合】

前項の場合において、見積者がその要求に応じない場合若しくは当該単価協議が整わない場合は、契約の相手方としないものとする。

（7）契約の相手方が決定した場合は、NEXCO 西日本から契約の相手方へ契約の相手方決定の旨を口頭で通知するものとします。

（8）契約の相手方が消費税法の免税事業者である場合は、契約の相手方の決定後直ちに免税事業者届（様式第3号）を提出しなければならない。

（9）契約の相手方は、契約の相手方の決定後直ちに、工事等管理システムにおいて契約に関する書類を提出する者（以下「システム利用責任者（契約）」という。）を選定し、工事等管理システム利用同意書及びシステム利用者登録届（様式第11号）を提出しなければなりません。なお、システム利用責任者（契約）を変更したときも同様とします。

3.3. 低入札に対する対応（特命契約以外の場合）

（1）契約の相手方となるべき者の見積金額が、その見積金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその見積金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、3.2（1）の規定にかかわらず、契約の相手方としないものとします。

（2）前項の目的を達するため、契約の相手方となるべき者の見積金額と比較すべき基準として、審査対象基準価格を設定します。

審査対象基準価格は、契約の相手方となるべき者の見積金額が低価格であって、これを下回ると当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準として、原則、次に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が、契約制限価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、契約制限価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7.5 を乗じて得た額とします。

イ） 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

ロ） 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ハ） 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ニ） 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

（3）見積の結果、審査対象基準価格を下回る価格で見積が行われた場合には、契約の相手方の決定前に手続を保留して低入札価格調査を行います。ただし、工種が土木、土木補修、舗装、PC橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築、建築、電気、通信、管、塗装、造園、道路付属物、道路保全土木又は道路保全施設のいずれかである場合で、審査対象基準価格以上契約制限価格以下の見積価格が他にある場合、審査対象基準価格を下回った見積価格を提出した見積者について、低入札価格調査を行うことなく、契約の相手方としない旨を宣言します。

（4）審査対象基準価格を下回る価格で見積を行った者に対し低入札価格調査に係る資料の提出要請を行います。

（5）NEXCO 西日本からの資料の提出要請にあっては、「請求資料」、「資料様式」、「提出期限」、「提出場所」及び「提出方法」について書面をもって示すものとし、資料及び添付書類（以下「資料等」という。）に関する質問は受け付けません。

資料等の提出期限は、低入札価格調査を実施する旨を告げた翌日から起算して7日以内（休日を含まない）とし、資料等の再提出又は追加提出は認めません。提出期限までに提出がなかった場合、又は資料等に明らかな不備があった場合は当該見積者を契約の相手方としません。

提出を求める資料等は、下記のうち全部又は一部の NEXCO 西日本が指定するものとします。また、提出資料については、工事費内訳書の項目に従い整理するとともに、その根拠となる添付書類についても、適用関係が明確になるよう整理しておかなければなりません。

イ） 資料の提出に係る表紙
ロ） 当該価格で適正な履行が可能な理由
ハ） 見積金額に対応した工事費内訳書
ニ） 見積金額に対応した工事費内訳書の明細書
ホ） 労務者の具体的供給見通し
ヘ） 資材購入先一覧
ト） 施工体制台帳
チ） 施工体系図
リ） 手持資材の状況
ヌ） 手持機械数の状況
ル） 共通仮設費内訳書
ヲ） 現場管理費内訳書
ワ） 一般管理費等内訳書
カ） 添付書類：上記ホ）～ワ）の裏付けとなる書類の添付が必要

（6） NEXCO 西日本は必要に応じて資料等の追加提出又は内容説明（ヒアリング）を要請する場合があり、協議により決定した日時までに要請に応じない場合は、当該見積者を契約の相手方としません。

（7） 低入札価格調査の結果、契約の相手方となるべき者の見積金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないと判断されたときは、当該見積者を契約の相手方とせず、次順位者を契約の相手方となるべき者とします。この場合、低入札価格調査により契約の相手方とされなかった者に対してはその旨の通知を、次順位者に対しては契約の相手方となるべき者となった旨の通知をするとともに、他の見積者に対しては最終的な見積結果を電話等の方法により連絡します。

（8） 前項の規定により契約の相手方となるべき者とされなかった見積者は、書面により説明を求めることができます。

（9） 低入札価格調査の結果、契約の相手方となるべき者の見積金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、労務費ダンピング調査を実施したうえで、直ちに低入札価格調査の対象者に契約の相手方となった旨を通知するとともに、他の見積者に対しては最終的な見積結果を電話等の方法により連絡します。

（10） 審査対象基準価格を下回る見積が行われて、契約締結に至った工事については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるため、契約上は低入札工事として取り扱うこととし、契約条件を変更するものとします（契約書（案）により変更箇所を確認できる。）。

イ） 契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前金払の額を請負代金額の10分の2以内とします。
ロ） 受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合等には、違約金として請負代金額の10分の3に相当する額を支払わなければなりません。

3.4. 同価格の見積者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定（見積競争の場合）

（1） 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2者以上あるときは、直ちに、当該見積をした者にくじを引かせて、契約の相手方となるべき者を決定します。

↑目次に戻る

（2）前項の場合において、当該見積を行った者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない NEXCO 西日本の社員がくじを引くものとします。

↑目次に戻る

別紙1

4.　契約

4.1.　契約の保証（契約保証納付が必要な場合）

（1）契約書第4条の規定に基づき付するものとします。ただし、通知書により免除された場合は、この限りではありません。

（2）契約の相手方は、契約書第4条第1項第1号の規定に基づき契約保証金を納付しようとする場合は、契約の相手方が決定した日の翌日から起算して7日以内（ただし、4.2 に規定する工期に関する協議を実施する場合は、工期に関する通知日後の7日以内）に契約金額の 10 分の1以上の現金をNEXCO 西日本の指定する口座に振り込まなければなりません。ただし、契約の相手方は以下の各号に留意しなければなりません。

イ）受注者は、契約保証金を納めようとする場合は、ロ）に先立ち保証金提出書（様式第4号）を提出すること。

ロ）保証金領収証書（様式第5号）は、「みずほ銀行堂島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ハ）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

ニ）受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合には、契約保証金は、NEXCO 西日本の所有となる。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ）受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の返却を求める旨の保証金払渡請求書（様式第6号）を提出すること。保証金は、請負代金の支払いに併せて返却される。

（3）契約の相手方は、契約書第4条第1項第2号の規定に基づき契約金額の 10 分の1以上に相当する銀行、金融機関又は保証事業会社（以下「銀行等」という。）による保証を付する場合は、契約の相手方が決定した日の翌日から起算して7日以内（ただし、4.2 に規定する工期に関する協議を実施する場合は、工期に関する通知日後の7日以内）に当該保証書を NEXCO 西日本に提出しなければなりません。ただし、契約の相手方は以下の各号に留意しなければなりません。

イ）保証金の宛名の欄には、NEXCO 西日本の契約責任者の職名及び氏名を記載して申し込むこと。

ロ）受注者が工事請負契約を解除した場合でも保証債務の履行について保証する旨の記載があること。

ハ）保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ）保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ホ）保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとすること。

ヘ）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

ト）保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

チ）受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合には、銀行等から支払われた保証金は、NEXCO 西日本の所有となる。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

リ） 銀行又は金融機関による保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の場合、受注者は、工事完成後、契約責任者から当該保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、当該保証書を銀行又は金融機関に返還するものとする。

（4）契約の相手方は、契約書第4条第1項第3号の規定に基づき契約金額の 10 分の1以上に相当する公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、契約の相手方が決定した日の翌日から起算して7日以内（ただし、4.2 に規定する工期に関する協議を実施する場合は、工期に関する通知日後の7日以内）に当該証券を NEXCO 西日本に提出しなければなりません。ただし、契約の相手方は以下の各号に留意しなければなりません。

イ） 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。（ただし、金銭的保証に限る。）

ロ） 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、NEXCO 西日本の契約責任者の職名及び氏名を記載して申し込むこと。

ハ） 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより受注者が工事請負契約を解除した場合でも保証債務を負担する旨の記載があること。

ニ） 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

ホ） 保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとすること。

ヘ） 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

ト） 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保証金は、NEXCO 西日本の所有となる。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（5）契約の相手方は、契約書第4条第1項第4号の規定に基づき契約金額の 10 分の1以上に相当する履行保証保険契約による保証を付する場合は、契約の相手方が決定した日の翌日から起算して7日以内（ただし、4.2 に規定する工期に関する協議を実施する場合は、工期に関する通知日後の7日以内）に履行保証保険契約を締結し、その保険証券を NEXCO 西日本に寄託しなければなりません。ただし、契約の相手方は以下の各号に留意しなければなりません。

イ） 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ） 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ） 保険証券の宛名の欄には、NEXCO 西日本の契約責任者の職名及び氏名を記載して申し込むこと。

ニ） 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより受注者が工事請負契約を解除した場合でも保証債務を負担する旨の記載があること。

ホ） 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

ヘ） 保険期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとすること。

ト） 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約責任者の指示に従うこと。

チ） 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保険金は、NEXCO 西日本の所有となる。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

（6）審査対象基準価格を下回る価格により締結する契約については、前5項中「契約金額の 10 分の 1 以上」とあるのを「契約金額の 10 分の 3 以上」として取り扱うものとします。

（7）（3）ロ）、（4）ハ）及び（5）ニ）に記載の受注者は、受注者のほか、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等を含むものとします。

（8）（3）のうち保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって保証事業会社が定め契約責任者の認める措置を講ずることができます。この場合において、契約の相手方は当該保証書を提出したものとみなします。

当該措置について、受注者は、電子証書閲覧サービス上にアップロードされた電子証書を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約責任者に提供し、契約責任者は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について電子メールを介して提供します。

※電子証書　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じ。）により発行された保証書をいいます。

※電子証書閲覧サービス　電子証書を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保証事業会社が指定するものをいいます。

※契約情報　電子証書の保証契約番号をいいます。

※認証情報　電子証書の保証契約番号に関連付けられた認証キーをいいます。

4.2. 工期に関する協議（余裕期間制度対象の場合）

（1）契約の相手方は、工期の始期日を NEXCO 西日本と協議しなければなりません。協議期間は、契約の相手方決定の日の翌日から起算して7日以内とし、協議を行う NEXCO 西日本の社員は見積方通知書に定めるものとします。なお、協議場所、日時その他必要な事項は、協議の上で取り決めるものとします。

（2）前項の協議後、契約の相手方は工期通知書（様式第10号）を NEXCO 西日本に提出するものとします。

（3）協議合意又は低入札価格調査により、契約締結日が工事開始期限を超えた場合、余裕期間を設けないため、（1）の協議は行わないものとします。

4.3. 単価協議の実施（総価単価契約の場合）

（1）NEXCO 西日本は、契約の相手方の決定後直ちに単価を合意するための協議を開始します。協議期間は、契約の相手方の決定の日から14日間とします。なお、協議場所、日時その他必要な事項は、協議の上で取り決めることとします。

（2）単価協議は見積書提出時に併せて提出された単価表（特命契約の場合、契約の相手方の決定後に提出された単価表をいう。）を基に行うものとします。ただし、再度見積その他の事由により、提出

した単価表が見積金額の内訳に対応しなくなったときは、契約の相手方は速やかに単価表を訂正して NEXCO 西日本に提出しなければなりません。

（3）契約の相手方又はその代理人は、単価協議を行うに当たり、自らが見積金額の作成に係る積算内訳を熟知している者（以下「積算担当者」という。）でない場合、積算担当者を協議に参加させる必要があります。

（4）単価協議は、契約の相手方が提出した単価表に基づき、単価項目ごとに金額を合意する方式（以下「個別合意方式」という。）によることを原則とします。ただし次の各号に掲げる場合には、NEXCO 西日本が積算した項目ごとの金額に、契約制限価格に対する見積金額の比率（落札率）を乗じて得た金額により合意する方式（以下「包括合意方式」という。）によるものとします。

イ） 協議期間内に個別合意方式による単価合意が成立しなかったとき

ロ） 契約の相手方又はその代理人が包括合意方式による単価合意を希望したとき

（5）前項の場合、合意された単価表の合計金額は、原則として見積金額と同一になるよう協議するものとします。

（6）契約の相手方又はその代理人は、最終的に合意された内容に基づき修正した単価表を作成して NEXCO 西日本へ提出することにより、合意内容の確認を受けなければなりません。また、最終的な合意に至る過程で複数回の協議を行った場合は、各回の協議において合意された内容に基づき修正した単価表を作成して NEXCO 西日本へ提出するものとします。

（7）（4）ただし書きにより包括合意方式による単価合意を行うときは、NEXCO 西日本が契約制限価格を作成する基となった積算項目ごとの金額に落札率を乗じて単価表を作成し、契約の相手方又はその代理人へ交付することにより双方が確認・合意するものとします。

（8）単価協議における合意内容を確認するための書面は作成しません。前項において確認された単価表を契約書に添付し、当該契約書に双方が記名押印することにより合意内容を約定するものとします。

4.4. 契約上の注意事項

（1）契約書の作成日は、4.1 に規定する契約の保証を求める契約については、契約保証金の納付又は担保の提供若しくは保証書等の作成した日とし、それ以外の契約については契約の相手方を決定した日とします。

（2）【総価契約の場合】

NEXCO 西日本は、契約の相手方から 4.1 に規定する契約の保証を求める契約については契約の保証がなされたことを確認した場合、それ以外の契約については契約の相手方を決定した場合、契約締結決定の旨を書面で通知するものとします。契約の相手方は、NEXCO 西日本所定の書式により契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して 14 日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、契約の相手方の署名をもって代えることができる。以下同じ。）の上提出しなければなりません。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

（3）【総価単価契約又は単価契約の場合】

NEXCO 西日本は、契約の相手方から 4.1 に規定する契約の保証を求める契約については契約の保証がなされたことを確認した場合、それ以外の契約については契約の相手方を決定した場合、契約締結決定の旨を書面で通知するものとします。契約の相手方は、NEXCO 西日本所定の書式に

単価表を添付することにより契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して 14 日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、契約の相手方の署名をもって代えることができる。以下同じ。）の上提出しなければなりません。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

（4）前2項の場合において、契約の相手方又は NEXCO 西日本が契約書に記名押印しないときは、当該契約は確定しないものとします。

（5）前項の場合において、契約締結決定通知後、正当な理由がなく契約の相手方が記名押印しないときは当該契約が確定しなかった旨を、NEXCO 西日本が契約書に記名押印しないときはその理由を明示してその旨を、それぞれ通知します。

（6）現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けは、様式第7号によるものとします。

（7）受注者は、下請契約の相手方に暴力団関係企業の排除に係る確約書（様式第8号）を提出させるものとします。

（8）受注者は、下請負人（前項に規定する下請契約の相手方を除く）に暴力団関係企業の排除に係る確約書（様式第8号）を作成させ、当該確約書を確認するものとします。

（9）受注者は、発注者が前2項に係る確約書の確認又は提出を求めた場合、速やかに確認又は提出するための措置を執るものとします。

4.5. 契約の履行に係る指導事項及び留意事項

契約の履行に係る指導事項及び留意事項に関しては指示書別紙2のとおりとします。

4.6. 継続契約方式に係る注意事項（継続契約方式対象の場合）

（1）当該工事の請負契約の相手方とは、当該工事に近接して施工される同種の工事の請負契約を、随意契約により契約締結する場合があります。

（2）当該契約については、履行期間満了前に、NEXCO 西日本がAAA、AA、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受注者に評価結果を通知します。この評価結果がB若しくはCの場合、当該業務の受注者が重大な不祥事や事故等を起こした場合又は競争参加資格を満たさない場合は、後発工事の随意契約は締結しません。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがあります。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う場合があります。

4.7. 概略発注方式に係る注意事項（概略発注方式対象の場合）

（1）本件は、概略発注方式の対象工事です。なお、概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、見積金額算出の簡素化を目的とするものです。したがって、概略発注部分の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものです。

（2）契約の相手方は、提出した単価表が特記仕様書に示す概略発注工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとします。

4.8. 維持修繕作業に係る注意事項(工種が道路保全土木工事の場合)

（1）当該工事の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とします。

（2）当該契約を行う場合、会社が契約制限価格を作成するにあたっては、前年度の契約金額が前年度契約の契約制限価格に占める割合を考慮するものとします。

（3）当該契約については、契約期間満了前に、会社がAAA、AA、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受注者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行います。この評価結果がB若しくはCの場合又は当該工事の受注者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、次年度の随意契約は締結しません。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがあります。なお、評価期間終了後、契約期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行います。

（4）（3）の評価結果については会社において一般の閲覧に供します。

（5）当該契約の相手方となるべき者が当該契約の前の年度の受注者と同一である場合に、当該契約の前の年度の契約に対する業績評価結果がCの場合又は当該業務の受注者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、当該契約の相手方となるべき者と当該契約の締結をしないことがあります。

5. 留意事項

5.1. 工事費内訳書及び工事費内訳書(明細書)の不備が著しい場合

工事費内訳書及び工事費内訳書(明細書)の不備が著しい場合とは、以下の場合をいいます。

(1) 工事費内訳書の書類に不足等がある場合

イ) 工事費内訳書の一部のページが抜けており、金額の確認ができていない場合

ロ) 他の工事の工事費内訳書又は工事費内訳書(明細書)が提出されており、当該工事の工事費内訳書又は工事費内訳書(明細書)が提出されていない場合

(2) 記載すべき事項が欠けている場合

イ) 工事費内訳書における数量、単価、金額等の過半数の項目に空欄がある場合

ロ) 工事費内訳書(明細書)における設計費・調査費等の金額の項目以外に空欄がある場合、ただし、材料費、労務費、建退共制度の掛金又は安全衛生費について金額計上できない理由が備考欄に記載のある場合を除く。

ハ) 工事費内訳書の過半数の単価項目が異なる施工内容の単価項目である場合

(3) 記載すべき事項に誤りがある場合

イ) 工事費内訳書の合計金額と見積金額の桁数が異なる等、金額の誤りが明らかな場合

5.2. 工事費内訳書(明細書)について

工事費内訳書(明細書)の合計金額と見積金額が異なる場合は、労務費ダンピング調査において、工事費内訳書(明細書)の訂正を求める場合があります。なお、訂正がなされない場合は落札者としないものとします。

約事項

見積者は、法令及びNEXCO西日本の諸規程等を遵守し、公正な見積契約手続を行うことを、以下のとおり誓約すること。

一　当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行わないこと。

イ　刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄

ロ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限

ハ　イ及びロに掲げる行為を行う目的で、NEXCO西日本の役員又は社員と接触すること

二　当社は、次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当することはないこと。

イ　役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。

三　当社が前項に該当する又はその恐れがあるとする情報をNEXCO西日本が認知した場合、当社はNEXCO西日本が行う警察当局への事実確認の照会に協力すること。

四　当社は、見積に際して暴力団員等からの不当介入（不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を記載した書面によりNEXCO西日本に報告すること。

五　前4項のいずれかに反する事実が認められたときは、NEXCO西日本は当社を見積に参加させず、又は見積合せを延期し、若しくは取り止めることができること。また、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てないこと。

以　上

別紙2

契約の履行に係る指導事項及び留意事項

1．指導事項

工事の施工にあたっては下記の事項を遵守してください。

（1） 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、建設産業における生産システムの合理化指針において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（2） 建設工事の適正な施工の確保

イ）建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

ロ）建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

ハ）受注者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること

ニ）前三項のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（3） 労働福祉の改善等

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

（4） 建設業退職金共済制度

イ）建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に適正に報告し、又は当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

ロ）受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイント又は共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すべきこと。

ハ）受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後 1 ヵ月以内に発注者に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請

専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。

ニ）なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は共済証紙の購入予定時期を建設業退職金収納書未提出理由書（別記様式第１号）により申し出ること。

ホ）受注者は、ニ）の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は共済証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、ニ）の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を共済証紙等未購入理由書（別記様式第２号）により申し出ること。

ヘ）ポイント又は共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

ト）建退共制度に加入していない建設業者、ポイント若しくは共済証紙の購入又は機構への報告若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

チ）下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（５） ダンプトラック等による過積載等の防止について

イ）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

ロ）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ハ）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

ニ）さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

ホ）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

ヘ）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

ト）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

チ）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

リ）以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

２．共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその各構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努めてください。

（１） 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法を採るか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な資金を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

（２） 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。

（３） 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくても共同企業体の名称を冠した代表者の名義を締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。なお、現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

（４） 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。